

パブリック・コメント手続(意見募集)

指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の改正について

意見募集期間

令和7年(2025年)

7月10日(木)～7月31日(木)

お問い合わせ先：民生局福祉こども部指導監査課

電話 046-822-8411(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

令和7年10月から、新たな障害福祉サービスである就労選択支援が開始されることに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等が改正され、就労選択支援にかかる基準等が定められました。

このため、横須賀市の条例も国の基準及び本市が独自に定める基準を追加して一部改正することとします。

このたびのパブリック・コメント手続は、この改正内容について、ご意見を伺うものです。

【目次】

◆指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の改正について	2
◆意見の提出方法	3

○指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の改正について

1 改正する条例

指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例

2 意見募集の趣旨

令和7年10月から新たな障害福祉サービスである就労選択支援が開始されます。

これに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等が改正され、就労選択支援に関する基準等が定められました。

このため、横須賀市の条例も国の基準及び本市が独自に定める基準を追加して一部改正することとし、改正案についてパブリック・コメント手続を実施します。

3 条例の一部改正案の概要

新たな障害福祉サービスである就労選択支援の追加に併せ、他の障害福祉サービスと同様に次のとおり本市が独自に定める基準を追加します。

なお、本市が独自に定める基準以外は、国の基準省令のとりの扱いとします。
(本市が独自に定める基準)

- ・重要事項の内容及び手続に関する利用申込者の同意を原則として書面で得るものとし、この場合、当該利用申込者の承諾を得て、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により同意を得ることができるものとする。

- ・サービス等の提供記録及び給付の請求に関する記録を完結の日から5年間保存すること。

4 施行日

令和7年10月1日(予定)

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和7年(2025年) 7月10日(木) から
令和7年(2025年) 7月31日(木) まで
- 2 宛 先 民生局福祉こども部指導監査課法人・障害担当
- 3 提出方法
 - (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
 - (2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - ・(市内在学の場合)学校名・所在地
 - ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項
 - (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 直接持ち込み
 - ・民生局福祉こども部指導監査課(横須賀市役所分館1階2番窓口)
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
 - ・各行政センター
 - イ 郵送
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 民生局福祉こども部指導監査課
 - ウ ファクシミリ
046-827-0566
 - エ 電子メール
shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。